

2012年8月31日

埼玉県知事 上田 清司 様

消費者行政充実埼玉会議
代表幹事 池本 誠司
代表幹事 鈴木 友治
代表幹事 岩岡 宏保
代表幹事 小島 裕子

事務局：

〒330-0064

埼玉県さいたま市浦和区岸町7-11-5

埼玉県生活協同組合連合会内

電話 048-844-8971

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の 一部改正骨子（案）への意見

現在、意見募集されております「埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」の一部改正骨子（案）につきまして、意見を提出します。消費生活審議会にて十分にご検討を切に要望します。

1. 買取型消費者取引への適用対象の拡大について

1. 買取型消費者取引への適用対象の拡大

近時の買取型消費者取引による消費者被害の増加に鑑み、今回、条例の規制範囲が「押し買い」等を含む全ての買取型取引を新たに規制対象としていることを歓迎します。その上で、今回改正の狙いに向けた実効的な施策が推進されますよう、要望します。

2. 情報量の乏しい事業者を保護対象に拡大すること

事業者であっても、当該取引に関する知識・経験が不十分な個人事業者については、実際に悪質業者の巧妙な勧誘により被害に遭っている現状に鑑み、条例の保護対象となるよう、保護対象に拡大すべきです。

3. 勧誘開始段階での不当な取引行為に関する規制の強化について

1. 勧誘開始（接触）段階での不当行為の規制強化

要請のない訪問や電話による勧誘（不招請勧誘）での消費者被害に対し、今回、新たに、勧誘を開始する段階での規制強化が図られること、具体的には、勧誘を受諾する意思を確認することなく訪問または電話により勧誘を開始する行為、手段を問わず、勧誘を受諾する意思がない旨を表示している消費者に対して勧誘する行為の禁止、規制強化が図られることに賛成します。その上でさらに以下の点を要望します。

2. 悪質な不当勧誘行為の規制強化

不実告知、事実の不告知、威迫・困惑行為による勧誘、訪問または電話による勧誘で特定商取引法で規制対象外となっているものについては、条例における規制違反行為に対する制裁として、業務停止命令及び罰金もしくは科料の罰則を加えることができるように規定を設けるよう、要望しま

す。尚、そのための規制は、あくまでも悪質、違法な不当勧誘行為を規制するものであり、本来、一般に認められている適法な営業活動を排除するものではありません。

4. 消費生活審議会のあっせん・調停に関する情報提供規定等の整備について

1. 消費者からの相談、苦情解決のための裁判外の解決機能の強化

今回の条例改正の理由の一つとして、消費者トラブルが増加しているなか、消費者からの相談や苦情を解決するため、裁判以外の解決機能の強化が重要となっていることが挙げられています。同種事案の発生や拡大を防ぐ上で、情報提供規定等の整備もその一つですが、さらに消費生活審議会のあっせん・調停の機能として、以下の点について苦情処理部会の機能強化を要望します。

2. 苦情処理部会の機能強化

(1) 取り扱い事案の受付範囲

- ・県の消費者センター受付事案だけでなく、県内市町村センターでの受付事案も取り扱い可能とすること、またそれ以外に、消費者が訴訟提起された事案で審議会が相当と認めた時は適用対象とするよう、規定整備を要望します。

(2) 苦情処理部会の担当委員

- ・担当委員は、審議会委員に限定することなく、必要に応じ、弁護士、消費生活相談員等の専門的知識を有する人員を選任できるようにするとともに、紛争解決に向け迅速な処理が行える体制の整備を要望します。

5. その他、条例改正への意見

1. 適格消費者団体への支援について

「集団的消費者被害救済に係る訴訟制度案」が8月7日に公表され、8月20日には、消費者庁で同制度案についての説明会も開催されました。同制度案では、現行の適格消費者団体のうち、同制度の下で新たな認定要件を満たすものを、内閣総理大臣が特定適格消費者団体として認定し、二段階型の訴訟制度の手続き追行主体としての役割が期待されています。

今回、訴訟制度案の概要が明らかになりましたので、この制度案が一定の時期、国会で成立した後の必要な対応について、条例改正に反映出来るものについては、盛り込めるよう、以下の点について検討されるよう、要望します。

(1) 適格消費者団体で取り扱う事案の審議会によるあっせん等の利用

- ・現行条例では、苦情処理部会の取り扱い事案が、消費生活審議会の付託案件に限定されており、消費者被害の拡大が懸念されるなか、消費者にとっても利用の機会が限定されたものとなっています。消費者による訴訟提起も選択としてはありますが、前段階として審議会によるあっせん等の利用に適する事案も想定されますので、適格消費者団体が取り扱う事案についても、審議会によるあっせん等を認めていただけるよう、検討を要望します。

(2) 訴訟提起及び維持に必要な資金や資料提供等の援助

- ・前記(1)とあわせ、適格消費者団体への訴訟費用等援助制度の適用拡大や資料提供等の援助について検討されることを要望します。

2. 消費者教育の推進に関する法律の公布への対応について

今国会（第180回通常国会）で、議員立法である消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）が成立し、8月22日に交付されました。

この法律では、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援するものとしての消費者教育の基本理念を定め、「消費者市民社会」に向けての国の責務と地方公共団体の責務を明確に規定しています。自立した消費者市民層の形成とその育成は重要であり、以下の点について、条例改正とあわせて検討されることを要望します。

(1)地方公共団体の責務について

- ・地方公共団体は、国との役割分担をふまえて、地方公共団体の区域の社会的、経済的状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有し、必要な財政上の措置を講じていくこととなりますが、措置することを条例に盛り込んでいただくことを要望します。

(2)県の消費者教育推進計画の策定及び市町村における同推進計画策定の促進と誘導

- ・この法律の第10条では、この法律の基本方針を踏まえ、都道府県は消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めることが明記されています。この法律が交付されたことから、県におきましても推進計画が早期に策定されるよう要望するものです。自立した消費者市民育成の基本となりますので、条例にもその旨、盛り込んでいただくよう要望します。
- ・あわせて、県内の市町村においても同様の推進計画が策定されるよう、県としての援助を含む施策について、条例に明記されることを要望します。

(3)消費者教育推進地域協議会について

- ・この法律では、都道府県及び市町村での消費者教育推進計画の策定とともに、消費者教育を推進するため、消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めなければならないと規定されました。(第20条第1項の規定)
- ・同条で協議会を構成するものとして、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、消費生活センターその他の当該都道府県又は市町村の関係機関等が明記されています(第20条第1項)。又、都道府県及び市町村は、その消費者教育推進計画を定めるにあたって、予めその区域の消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置として、消費者教育推進地域協議会の意見を聴かなければならないと規定しています(第10条第3項)。この法律の趣旨を形作っていく上で、この協議会の役割は非常に大きいと考えます。その意味で、県の消費者行政、施策推進の要としての消費生活条例に自立した消費者市民の育成とあわせ、この消費者教育推進地域協議会を明確に位置付けて明記されることを要望します。

6. 最後に

消費者政策を政府が一体となって強力に推進していく指針としての「消費者基本計画」が7月20日に官邸で開かれた第9回消費者政策会議で決定しました。

この席で野田総理は、「消費者安心アクションプラン」を新たにとりまとめたなかで、「現場」である地方消費者行政へのしっかりした支援について言及しています。

又、7月12日に、地方消費者行政推進本部において、「地方消費者行政の充実・強化のための指針」が取りまとめられました。この指針策定にあたって、松原内閣府特命担当大臣より自治体及び首長に宛てたメッセージのなかで、消費生活相談員の所謂雇い止め問題についてふれ、非常勤職員の行う業務にも恒常的な業務があり、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として、再度任用することは排除されないとし、各自治体で再任用の回数を一律に制限することなく、専門性に配慮した任用、処遇が図られるよう積極的に働きかけていくとしています。

こうした、国の消費者政策の基本をふまえ、消費者行政全体の充実・強化の要として埼玉県消費生活条例が改正され、県内での地域社会の消費者問題解決力向上が図られることを切に要望します。

以上